

静岡市公園樹木管理指針の概要(1/3)

① 公園樹木管理指針とは

【目的】

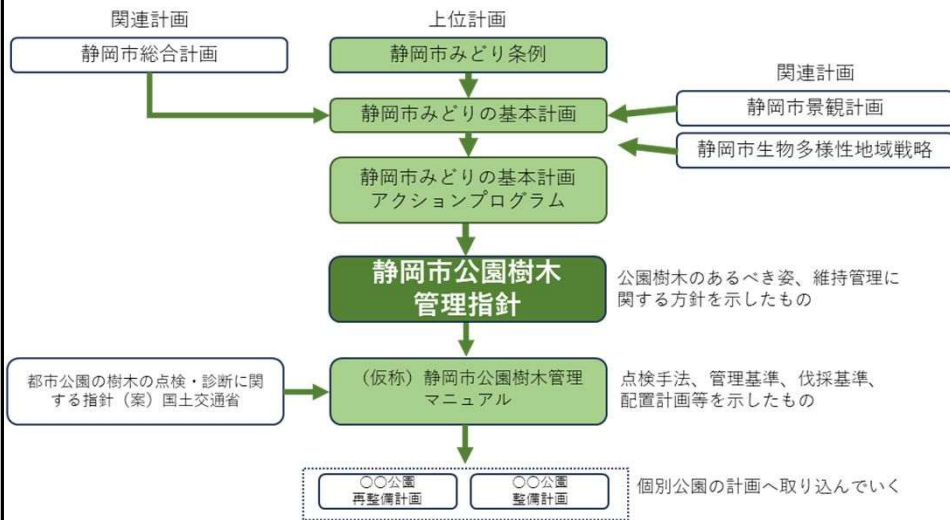
静岡市が公園樹木をどのように大切に考え、これからどのように守り育てていきたいのか、その考え方や姿勢を示したもの。

【経緯】

公園内の樹木に関して市民の方から様々な意見を頂いており、市としての公園樹木に関する考え方を整理し示すこととした。

② 位置づけ

本指針は、静岡市の緑化施策の上位計画である「静岡しみどりの基本計画」の基本理念を受け継ぎ、市民の「Well-being(幸福感・生活の質)」の向上に寄与する「質の高いみどり」を保全・創出するための公園樹木に関する維持管理の方針を示すものであり、緑の基本計画アクションプランの一つとして位置づけられる。



③ 対象とする公園と樹木

本指針は、静岡市が管理する公園(都市公園、その他の公園)に適用し、対象樹木は、対象公園内に生育する樹木とする。ただし、公園内で自然な状態で保たれている樹林地や景勝地等の樹木は対象外。(例:風致公園や緩衝緑地、八幡山公園、清水船越堤公園などの樹林地)

【公園数】 583公園 【面積】 464.18ha

④ 樹木管理指針の構成

本指針では、未来に向けて“どのような公園樹木の姿を実現したいか”という理想像を起点に、そこから逆算して必要な取り組みを整理する「バックキャスト」の考え方を取り入れ、右図のように、未来から現在へ、そして課題解決へとつながる流れで構成している。

【指針前半】公園樹木の将来像

→樹木そのものに着目(第1章～第4章)

【指針後半】公園樹木管理の将来像

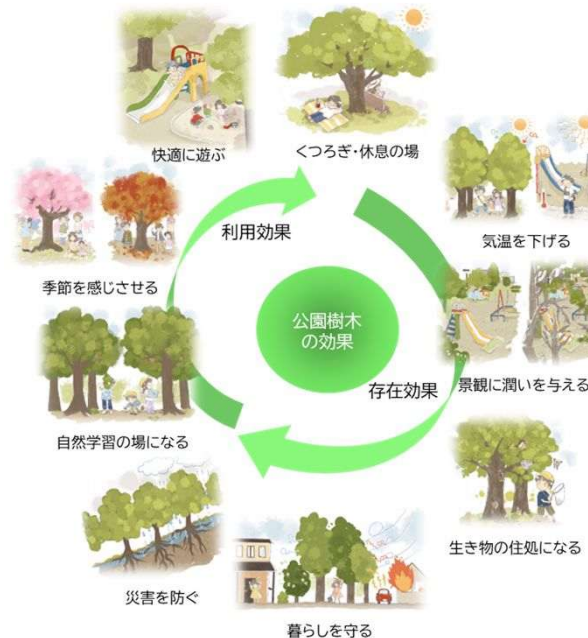
→樹木によって影響を受けている状況、関わる人、体制に着目(第4章～第6章)



⑤ 公園樹木の効果について(第2章)

公園樹木には、「存在すること」によって都市環境を改善する効果(存在効果)と、「公園を利用することで得られる体験」による価値(利用効果)がある。第2章では、この2つの視点に基づき、公園樹木がもたらす多面的な効果を整理。

これらの効果を理解することで、公園樹木が日々の暮らしにもたらしている恩恵をより身近に感じるとともに、樹木を単なる景観づくりの一部としてではなく、市民の心の豊かさや健康に寄与する大切な資源として捉えることができる。



静岡市公園樹木管理指針の概要(2/3)

6 公園樹木の目指すべき理想の姿(第3章)

第2章で整理した公園樹木が私たちの暮らしにもたらす効果を受けて、これらの効果が十分に発揮されている状態、すなわち公園樹木の「理想の姿」を示す。理想の姿について「7つの視点」と樹木の状態を整理。これは、公園樹木が安全で、快適で、長く親しまれる存在であるための状態の目安(ものさし)とする。



7 公園樹木の現状と課題(第4章)

静岡市の公園の多くは開園から30年以上経過しており、公園樹木も同じく成長し、みどりの総量を確保してきた。その一方で、近年では樹木の老木化や過密化、生育環境の悪化などにより、さまざまな問題が顕在化している。

第4章では、第3章で示した「公園樹木の理想の姿」を踏まえながら、現在の公園樹木の状況を整理し、主な問題点と課題を明らかにしている。

4-1現状(事実)

- (1)老木化
- (2)土壌の不良
- (3)過密化
- (4)境界付近の植栽配置
- (5)高木化
- (6)限られた維持管理費

4-2問題点(困りごと)

- (1)倒木・落枝のリスク
- (2)景観の悪化
- (3)見通しの低下
- (4)公園内施設の損傷
- (5)近隣施設への被害発生
- (6)通行の支障

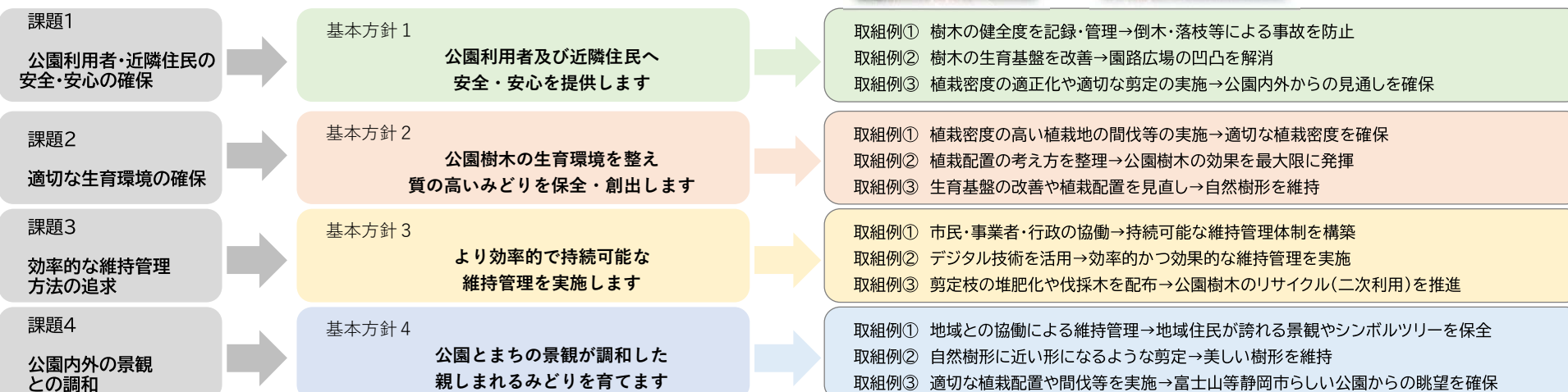
4-3公園樹木の課題

- 課題1 公園利用者・近隣住民の安全・安心の確保
- 課題2 適切な生育環境の確保
- 課題3 効率的な維持管理方法の追求
- 課題4 公園内外の景観との調和

8 公園樹木管理の基本方針(第5章)

第5章では、前章の課題を踏まえ、公園樹木が将来にわたり本来の効果を発揮し続けるための基本的な考え方や方向性を基本方針として示している。

以下の4つの基本方針は、今後の公園樹木管理における共通の考え方・判断の軸として位置づける。



再整備前

再整備後

基本方針1 取組例③
【事例1:森下公園再整備工事】

・低木の植栽密度及び高さを適正化し公園外からの見通しを確保した事例

9

公園樹木管理の将来像(第6章)

価値ある一本をみんなで育てる



公園樹木は、一本一本が地域の景観や快適性、安心・安全、さらには市民の暮らしの質に大きく関わる大切な資源である。本指針では、公園樹木を単なる管理対象としてではなく、将来にわたり育て、次世代へ引き継いでいく財産として捉える。

行政だけでなく、地域住民や事業者など多様な関係者が関わりながら、それぞれの役割を担い、「価値ある一本をみんなで育てる」ことを公園樹木管理の将来像とする。

10

指針の推進に向けて(第6章)

今後は、本指針を市民や職員、事業者等の関係者で共有し、公園樹木管理に関する共通理解を図りながら、計画的かつ継続的な維持管理の推進に活用していく。

個々の公園や樹木の状況はさまざまであり、すべてを一律に定めるものではないが、本指針に示した視点や方向性を踏まえることで、樹木の状態や公園の特性に応じた適切な対応を検討することが可能となる。

【取組の具体化と推進】

実際の現場での取組を進めていくためには、より具体的な基準や方法を整理していくことが必要。そのため、本指針を踏まえ、樹木の点検や剪定、伐採、更新などの具体的な対応を示した樹木管理マニュアルを作成する。



11

策定スケジュール

今後、具体策を示す「静岡市公園樹木管理マニュアル」を作成。令和8年10月頃に本指針及びマニュアルを策定予定。

	令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
樹木管理指針					マニュアルとの調整		策定						
樹木管理マニュアル			職員・造園業者ワークショップ		マニュアルの作成		策定						
市民周知			指針案ホームページ公開					指針・マニュアルHP公開					

MEMO